

第72号議案

新城市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和2年6月10日提出

新城市長 穂積亮次

専決第6号

新城市税条例の一部改正

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月30日専決

新城市長 穂積亮次

新城市条例第15号

新城市税条例の一部を改正する条例

新城市税条例（平成17年新城市条例第91号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）

第28条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第73号議案

新城市新型コロナウイルス感染症対策基金の設置及び管理に関する条例の制定
新城市新型コロナウイルス感染症対策基金の設置及び管理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市新型コロナウイルス感染症対策基金の設置及び管理に関する条例
(設置)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の影響による市民生活及び地域経済への対策を的確かつ迅速に実施するため、新城市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、新型コロナウイルス感染症の影響による市民生活及び地域経済への対策を的確かつ迅速に実施するための経費に充てる場合に限り、処分することができる。

きる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症の影響による市民生活及び地域経済への対策を的確かつ迅速に実施するための財源を確保するため必要があるからである。

第74号議案

新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例の制定

新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

新城市長 穂積亮次

新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新城市自治基本条例（平成24年新城市条例第31号。以下「自治基本条例」という。）第14条の2第2項の規定に基づき、市長選挙立候補予定者公開政策討論会（以下「公開政策討論会」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開政策討論会の開催)

第2条 市長は、その任期満了の日の50日前の日から選挙の告示の日の前日までの間のいずれかの日に公開政策討論会を開催するものとする。

(基本原則)

第3条 公開政策討論会は、立候補予定者（市長選挙の候補者となろうとする者をいう。以下同じ。）の市政に関する政策及びこれを実現するための方策について、市民の理解を深めることを目的として行われるものとする。

2 公開政策討論会に関する全ての者は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第129条の規定に違反しないよう留意しなければならない。

3 立候補予定者は、公開政策討論会の趣旨を理解し、これに参加するものとする。この場合において、参加の申出は、立候補予定者の意思に基づくものとし、不当に義務を課するものであってはならない。

4 公開政策討論会の開催に必要な手続及び運営は、公平かつ公正に行われることを基本とし、市民の視点で分かりやすい内容及び方法で行われるものとする。

(開催予定日等の決定及び公表)

第4条 市長は、第2条の規定により公開政策討論会を開催しようとするときは、市民自治会議（自治基本条例第24条第1項に規定する市民自治会議をいう。以下同じ。）の意見を聴き、開催予定日、開催予定場所その他公開政策討論会の開催に関

し必要な事項を決定し、これを公表するものとする。

(参加の申出)

第5条 公開政策討論会に参加しようとする立候補予定者は、前条の規定により決定した公開政策討論会の開催予定日（開催予定日が複数ある場合は、最初の開催予定日）の30日前までに、次に掲げる事項を記載した申出書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 住所、氏名及び生年月日

(2) 参加を希望する公開政策討論会の開催予定日及び開催予定場所

(3) 市政に関する政策及びこれを実現するための方策に関する事項

2 前項の規定により申出をした立候補予定者は、公開政策討論会の議題を提案することができる。この場合において、当該立候補予定者は、同項の規定による参加の申出に併せて、提案の内容を記載した書面を市長に提出するものとする。

3 公開政策討論会に参加しようとする立候補予定者は、第1項に規定する期日後であっても、次条の規定により決定した公開政策討論会の開催日（開催日が複数ある場合は、最初の開催日）の7日前までに、第1項に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出することにより、公開政策討論会に参加することができる。

(開催日等の決定及び公表)

第6条 市長は、前条第1項に規定する期日が経過したときは、開催日、開催場所及び議題の決定をし、直ちにこれを公表するものとする。この場合において、議題の決定は、前条第2項の規定による提案を尊重して行わなければならない。

(開催の中止及び公表)

第7条 市長は、第5条第3項に規定する期日までに同条第1項又は第3項の規定による申出がなかったとき、同条第1項又は第3項の規定による申出をした全ての立候補予定者が当該申出の取下げをしたときその他公開政策討論会を開催することができないときは、公開政策討論会の開催の中止を決定し、直ちにこれを公表するものとする。

(情報の提供)

第8条 第5条第1項又は第3項の規定により申出をした立候補予定者は、市の機関に対し、第6条の規定により決定した議題に関連する情報の提供を求めることがある。

- 2 市の機関は、前項の規定により情報の提供を求められたときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 3 第1項の規定による情報の提供の求めは、当該情報を保有する市の機関に対し、必要とする情報を明確に記載した書面を提出して行うものとする。
- 4 情報の提供は、公開政策討論会に参加する全ての立候補予定者に対して行うものとする。

(運営)

第9条 公開政策討論会は、参加する立候補予定者の承認を得て市長が指名する者が主宰する。

- 2 立候補予定者及び傍聴者は、公開政策討論会を主宰する者（以下「主宰者」という。）の進行上の指示に従わなければならない。
- 3 主宰者は、立候補予定者に対して質問をすることができる。
- 4 主宰者は、立候補予定者の発言が議題の範囲を超える、又は公開政策討論会の運営に支障を生じさせると認めるとときは、その発言を制止することができる。
- 5 公開政策討論会は、テレビ放映、インターネットの利用その他の適切な方法により広報するものとする。

(公平性及び公正性の確保)

第10条 市長は、自らが立候補予定者として公開政策討論会に参加することができる権利を有することに鑑み、公開政策討論会を開催するに当たっては、市民、学識経験を有する者等の協力を得て、第4条から前条までに定める手続及び運営が公平かつ公正に行われるよう配慮しなければならない。

(準用)

第11条 第2条及び第4条から前条までの規定は、市長が欠け、又は退職した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「市長の職務を代理する者」と、第2条中「その任期満了の日の50日前の日」とあるのは「市長が欠け、又は退職した日の翌日」と、第5条第1項中「30日」とあるのは「10日」とする。

(条例の見直し)

第12条 市長は、必要があるときは、市民自治会議に諮り条例の見直しを行わなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、公開政策討論会の開催の手続及び運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新城市自治基本条例の一部改正)

2 新城市自治基本条例の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(市長選挙立候補予定者公開政策討論会)

第14条の2 市長は、公の選挙のうち市長の選挙に当たっては、候補者となろうとする者が掲げる市政に関する政策及びこれを実現するための方策を市民が聞く機会として市長選挙立候補予定者公開政策討論会を開催するものとします。

2 前項の討論会の実施に必要な事項は、別に定めます。

理 由

この案を提出するのは、市長選挙の候補者となろうとする者の市政に関する政策及びこれを実現するための方策を市民が知る機会を創出し、市民が主役のまちづくりを推進するため必要があるからである。

第75号議案

新城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

新城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

新城市長 穂積亮次

新城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新城市消防団員等公務災害補償条例（平成17年新城市条例第234号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に、「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に改め、同表備考1中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新城市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び別表の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由

の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正前的新城市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定により支給された損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなす。

理 由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額を変更する等のため必要があるからである。

第76号議案

新城市税条例等の一部改正

新城市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市税条例等の一部を改正する条例

(新城市税条例の一部改正)

第1条 新城市税条例（平成17年新城市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書きに規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の

平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、「その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「までの」を「まで、第61条又は第62条の」に、「又は法」を「又は」に、「まで」とする」を「まで、第61条若しくは第62条」とする」に改める。

附則第10条の2第16項を同条第17項とし、同条第15項を同条第16項とし、同条第14項中「3分の1」を「3分の2」に改め、同項を同条第15項とし、同条第9項から同条第13項までを1項ずつ繰り下げ、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条の2の見出し及び同条中「平成31年度及び平成32年度」を「令和元年度及び令和2年度」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平

成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第21条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第22条の見出し及び同条中「平成31年度及び平成32年度」を「令和元年度及び令和2年度」に改める。

附則第23条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第25条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第26条中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に、「又は法」を「又は」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附則第27条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 新城市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項

から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第

16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第26条中「第61条」を「第63条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第29条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権

利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第30条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(新城市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 新城市税条例の一部を改正する条例（平成31年新城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「同年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(新城市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 新城市税条例等の一部を改正する条例（令和元年新城市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、新城市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中新城市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中新城市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに第2条中同条例附則第10条、第10条の2第18項及び第26条の改正規定並びに同条例附則に2条を加える改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中新城市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中新城市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日
(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の新城市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地

震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るもの）を除く。」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の新城市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第74条の3の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(新城市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 新城市税条例の一部を改正する条例(平成27年新城市条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第9条 新城市税条例の一部を改正する条例(平成29年新城市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(新城市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 新城市税条例等の一部を改正する条例(平成30年新城市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第

3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第9条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(新城市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 新城市税条例の一部を改正する条例（平成31年新城市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第3条及び第4条中「平成31年度及び平成32年度」を「令和元年度及び令和2年度」に改める。

理 由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、所有者の不明な土地等に係る固定資産税の課税の措置を講ずる等のため必要があるからである。

第77号議案

新城市清掃センターの設置及び管理に関する条例の廃止

新城市清掃センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

新城市長 穂積亮次

新城市清掃センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

新城市清掃センターの設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第132号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（新城市公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例の一部改正）

2 新城市公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例（平成17年新城市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「山吉田観光農林漁業経営管理施設三石	新城清掃センター
--------------------	----------

を

「山吉田観光農林漁業経営管理施設三石」

に改める。

別表第2中

「鳳来ゆ～ゆ～ありいな	新城清掃センター
-------------	----------

を

「鳳来ゆ～ゆ～ありいな」	
--------------	--

に改める。

理 由

この案を提出するのは、新城市清掃センターを廃止するため必要があるからである。

第78号議案

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

新城市長 穂積亮次

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年新城市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、研修の実施主体として中核市の長を加えるため必要があるからである。

第79号議案

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

新城市長 穂積亮次

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年新城市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正

第80号議案

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

新城市長 穂積亮次

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年新城市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者による連携施設の確保の例外に係る

第81号議案

新城市都市計画に関する計画提案に係る規模を定める条例の制定

新城市都市計画に関する計画提案に係る規模を定める条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月10日提出

新城市長 穂積亮次

新城市都市計画に関する計画提案に係る規模を定める条例

都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第15条ただし書の規定に基づき条例で定める計画提案に係る規模は、次の表のとおりとする。

項目	内容
区域	市街化調整区域
都市計画の種類	地区計画
規模	0.2ヘクタール以上

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、計画提案に係る市の基準を定め、開発の動向及び民間の需要を踏まえたまちづくりを推進するため必要があるからである。